

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和4年  
2月22日  
(火曜日)

## 目次

○告示	漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....
○教委公告	公募型プロポーザル方式に係る手続の開始.....
○選管告示	政治団体の名称等.....
	政治団体の異動事項.....
	解散等に係る政治団体の名称等.....
	政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....



## 山口県告示第三十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

令和四年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区 住 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

加入区 下関市西部 下関市安岡本町一丁目七番一號 松谷 繁巳 山口県漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所

加入区 下関市西部 令和四年二月二十二日から同年三月八日まで 山口県漁業協同組合



## 公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和四年二月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 業務の概要

(一) 業務名

山口県立学校ICT支援員派遣及びやまぐちスマートスクール運営支援センター

運営業務

(二) 業務内容

応募要項及び仕様書による。

(三) 契約期間

令和四年五月二日から令和五年三月三十一日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和四年三月十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けられないこと。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

令和四年二月二十二日午前九時から同年三月十一日午後五時まで、山口県教育庁教育政策課のホームページの「山口県立学校ICT支援員派遣及びやまぐちスマートスクール運営支援センター運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法  
持参し、又は山口県教育庁教育政策課へ事前に連絡のうえ、郵送し、若しくは電子メールにより提出すること。

2 提出先  
山口県教育庁教育政策課

3 受領期限  
令和四年三月四日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法  
持参し、又は山口県教育庁教育政策課へ事前に連絡のうえ郵送すること。

2 提出先  
山口県教育庁教育政策課

3 受領期限  
令和四年三月十一日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和四年三月中旬に行う。

道免 憲司  
片山 勉

国清 賢一

山本 朋宏

岩崎 和弘

四 その他

(一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否  
要

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者については、令和四年三月十六日までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和四年三月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九一五）に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 詳細については、山口県教育庁教育政策課（電話〇八三一九三三三三九一五）に問い合わせること。

五 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Dispatching ICT support staff to Yamaguchi prefectural schools and operational work at the Yamaguchi Smart School Managing Support Center

(2) Deadline to express interests: 5:00 P.M. March 4, 2022

(3) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. March 11, 2022

(4) Delivery Place: designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4493)



**山口県選挙管理委員会告示第四十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
秋山錦明後援会	堀田 美姫	秋山 鈴明	熊毛郡上関町大字祝島644の2		令和4、26
倉増けんじ後援会	倉増 賢治	堀 博之	山口市久保小路8の3		” ” 13
清水康博後援会	蛭子 聡	清水 康博	熊毛郡上関町大字祝島241		” ” 26
ならやまこうじ後援会	奈良山孝司	奈良山孝司	下松市大字笠戸島/500		” ” 31
三浦徹也後援会	三浦 徹也	三浦 真季	” 大字末武上/95		” ” 28

**山口県選挙管理委員会告示第四十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和四年二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党五省支部	友田 有	会計責任者	佐藤 誠治	畑野 浩己	令和4、20

立憲民主党山口県第3区総支部	坂本 史子	事務所	宇部市昭和町1丁目4番/3号	宇部市錦町9番4号	” ” 18
----------------	-------	-----	----------------	-----------	--------

梁山会	合志 栄一	会計責任者	藤本 利明	下 鐵太郎	” ” 8
-----	-------	-------	-------	-------	-------

元氣な郷をつくる龍泉仁之後援会	龍泉 仁之	事務所	周南市清光台町10番7号	周南市大字呼坂48の171	令和3、6、10
-----------------	-------	-----	--------------	---------------	----------

曾田さとし後援会	曾田 聡	”	山口市小郡平成町3番27号	山口市小郡大江町5番99号	令和4、11
----------	------	---	---------------	---------------	--------

友田政策研究会	友田 有	会計責任者	佐藤 誠治	友田 栄	” ” 20
---------	------	-------	-------	------	--------

友田たもつ後援会	長富伊佐穂	代表者	長富伊佐穂	畑野 浩己	” ”
		会計責任者	佐藤 誠治	友田 栄	” ”

藤田ごうじ後援会	岸田 茂	代表者	岸田 茂	村上 敏一	” ” 25
----------	------	-----	------	-------	--------

芙蓉会	重富 亮	”	重富 亮	重富 剛克	” ” 1
-----	------	---	------	-------	-------

山口県歯科衛生士連盟	金子 郁子	”	山口市秋徳東5268	山口市吉敷下東/号	令和3、12、”
------------	-------	---	------------	-----------	----------

**山口県選挙管理委員会告示第四十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年二月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
石丸あずみ後援会	石丸 東海	石丸紀久栄	柳井市余田/904の2	令和3、31
かはら基和を育てる会	賀原 基和	賀原 早苗	” 柳井681	” ”
河野朋子後援会	河野 和明	岡村 啓二	山陽小野田市共和台4番4号	” ” 28

清水敏保後援会	蛭子 聡	清水 敏保	熊毛郡上関町大字祝島/23	〃	〃	15
中野祥太郎後援会	中野祥太郎	水津 浩	阿武郡阿武町大字木与667	〃	〃	28
西村容子後援会	西村 容子	岩本 清	〃 〃 大字宇田2167の4	〃	〃	31
松本武士後援会	松本 武士	窪田 伸子	熊毛郡平生町大字大野南4/30の1	〃	〃	〃
山根善夫後援会	橋本 久男	山根 善夫	〃 上関町大字祝島/100の2	〃	〃	令和4年1月15

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和四年二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなかつた年月日)
松本 武士	松本武士後援会	令和3、12、31

令和四年二月二十二日印刷

発行人所

山口県知事庁